

2020年6月25日

株式会社ダイセル

当社製品(エクオール)に関連する特許権侵害訴訟・控訴審判決(勝訴)のお知らせ

株式会社ダイセル(本社：大阪市北区、代表取締役社長：小河義美、以下「ダイセル」)が被控訴人補助参加人として参加していた特許権侵害差止請求訴訟控訴審において、2020年6月24日に知的財産高等裁判所より被控訴人側の勝訴とする判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

本訴訟は、大塚製薬株式会社(原告、本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井上眞、以下「大塚製薬」)が、被告企業の製品が原告保有の特許権(特許 5946489 号)を侵害するとして、製品の差止を求め、2017年10月20日に東京地方裁判所に提訴したものです。ダイセルは、当該製品の原材料となるエクオール「フラボセル®EQ-5」を被告企業に対して販売していることから、被告補助参加人として本訴訟に第一審より参加してまいりました。

第一審では2019年1月24日に被告側の勝訴とする判決が言い渡されました*が、大塚製薬は知財高裁へ控訴しておりました。このたびの控訴審判決でも、「フラボセル®EQ-5」を含む当該製品が「本件発明の技術的範囲に属さない」とし、大塚製薬の請求が棄却され、ダイセルを含む被控訴人側の勝訴となりました。

当社は従来から、特許権など知的財産を重要な経営資源と位置づけ、知的財産を事業・研究開発活動と密に連携させております。また当社は、知的財産によって自社製品を保護、第三者の知的財産権を尊重するとともに、今後も特許事件に対しては詳細を見極めた上で毅然とした態度で臨む所存であります。当社は今後も、お客様に対して製品の安定供給を続けてまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイセル

IR・広報室

TEL：03-6711-8121

* 2019年1月28日に当社よりプレスリリースをしております。

https://www.daicel.com/news/2019/20190128_86.html